

議第54号

京都市勧業館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市勧業館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市勧業館条例の一部を改正する条例

京都市勧業館条例の一部を次のように改正する。

「	円	「	円
116,550		119,880	
37,800		38,880	
60,900		62,640	
19,740		20,304	
319,200		328,320	
103,740		106,704	
243,075		250,020	
78,960		81,216	
162,225		166,860	
52,710		54,216	
81,375		83,700	
26,460		27,216	
315,000		324,000	
102,375		105,300	
160,125		164,700	

別表第 2 備考以外の部分中		を		に改める。
	52,080		53,568	
	22,050		22,680	
	7,140		7,344	
	12,600		12,960	
	4,095		4,212	
	11,025		11,340	
	3,570		3,672	
	29,400		30,240	
	9,555		9,828	
	16,275		16,740	
	5,250		5,400	
	14,175		14,580	
	4,620		4,752	
	2,205		2,268	
	735		756	
	3,255		3,348	
	1,050		1,080	
	4,830		4,968	
	1,575		1,620	
	2,310		2,376	
	735		756	
	4,830		4,968	
	1,575		1,620	

	5,145		5,292
	12,075		12,420
	18,060		18,576
	18,165		18,684
	1,470		1,512
	3,465		3,564
	5,040		5,184
	5,145		5,292
	2,310		2,376
	5,355		5,508
	7,770		7,992
	7,875		8,100
	2,940		3,024
	6,825		7,020
	10,185		10,476
	10,290		10,584

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市勧業館条例の規定は，この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し，同日前の利用に係る料金については，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。